

受付番号		受付月日	月	日
			午前・午後	時 分

東郷町議会議長 柘 植 三 良 殿

東郷町議会議員

議席番号 14番 氏名 門 原 武 志 ㊟

## 一 般 質 問 通 告 書

東郷町議会会議規則第59条第2項の規定により、次の事項について質問したいので通告します。

記

No. 2 - 1

質問事項	質 問 要 旨	答 弁 者
1 施政方針について	<p>(1) 昨年の消費税増税に続き、今年4月には年金のマクロ経済スライドが発動され実質削減が行われるなど、住民のための新たな負担軽減策が求められる情勢である。負担増から暮らしを守る自治体の役割についての町長の考えを伺いたい。</p> <p>(2) セントラル開発のバスターミナルは地域に人を呼び込むために必要だが、この地域に目的がない人をも呼び込むための策の必要性についての認識はどうか。たとえば「バスパークアンドライド」を設置することはどうか。</p>	町長
2 一部事務組合の議会のあり方について	<p>(1) 尾三衛生・尾三消防・日東衛生の各組合の議員の選出方法のうち、各市町の正副議長を充てることは議員平等の原則に反するとして廃止を私は求めてきたが、改めてこのことについて伺う。</p> <p>(2) 尾三衛生と尾三消防の議員は兼務となるように選出するように構成団体の長らが構成団体の議会に求めるのはなぜか。議会人事への介入という認識はあるのか。</p> <p>(3) 地方自治法287条の2による「特例一部事務組合」は議会を構成団体の議会をもって組織することができる。すなわち構成団体の議会での議決で組合の予算や条例などを決めることができる。組合の事務の簡素化と、より多くの議員が審議に参画できるという利点がある。愛知中部水道企業団や尾三衛生組合など東郷町が関わる一部事務組合を特例一部事務組合にすることを関係自治体に働きかけてはどうか。</p>	町長

(注) 要旨は、具体的に記載すること。

質問事項	質問要旨	答弁者
3 東郷町が出資する会社に対する町の責任について	<p>(1) 平成26年第4回定例会の私の一般質問で、東郷町施設サービス株式会社(T I S)について企画部長は以下の趣旨の答弁を行った。その後の町からのT I Sへの働きかけと、T I Sの対応について報告されたい。</p> <p>また私が指摘したパワハラについては是正されたのかも報告されたい。</p> <p>○T I Sは、違法行為が行われないように内部統制の制度を構築すべきと考えている。町としても、会社には繰り返し注意喚起する必要あると考える。</p> <p>○会社も就業規則やE S委員会(従業員満足度向上委員会)など相談機関を設置されているが、十分に機能してないと思われる。既存の機関の見直し、改善強化する必要があると思う。就業規則の内容の周知徹底、相談体制の充実強化、社員研修の実施、他の相談窓口の情報強化などの、見直しと改善を会社に提案したい。</p> <p>(2) T I Sの社員が未払い残業代の請求をし、会社は2年分、約60万円の未払い残業代を社員に支払った。(別紙参照)その社員は、タイムカードの出退勤の記録と給与明細に示された残業時間が大幅に異なることに気づき、請求することができたが、他にこのような事例はないと言いきれるか。会社は全社員の出退勤記録を調べ直す必要があるのではないか。</p>	町長 担当部長

(注) 要旨は、具体的に記載すること。

部 課  
様

東郷町施設サービス株式会社

26年度 未払分 未払残業代明細書

支給日 26年12月15日

支給		控除	
残業手当	597,141	雇用保険料	
		所得税	
課税支給額	597,141	過不足税額	
支給額合計	597,141	控除合計額	
		差引支給額	569,655


※年末調整は12月分給与の支給明細書でしましたが、から未払残業代明細書で再調整してあります。